社外秘 管理番号 企画 001 版数 013 改定日 2025年8月8日 所管部 経営企画部

ソニーフィナンシャルグループ株式会社定款

ソニーフィナンシャルグループ株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、ソニーフィナンシャルグループ株式会社と称し、英文では Sony Financial Group Inc.と記載する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。
 - ① 生命保険会社、損害保険会社、銀行、その他の保険業法および銀行法の規定により子会社とした会社の経営管理
 - ② その他保険業法および銀行法その他の法令の規定により、保険持株会社および銀行 持株会社が営むことのできる業務
 - ③ 前各号の業務に附帯または関連する業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - ① 取締役会
 - ② 指名委員会、監査委員会および報酬委員会
 - ③ 執行役
 - ④ 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、25,000,000,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

定款 ソニーフィナンシャルグループ株式会社 (単元未満株式の権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議に よって委任を受けた執行役が定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社において は取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

- 第13条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序に従って、他の取締役が株主総会を招集する。
- 2 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役または執行役がこれにあたる。当該取締役または執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序に従って、他の取締役または執行役がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第 14 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株

定款

ソニーフィナンシャルグループ株式会社

主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって 行う。

(議決権の代理行使)

- 第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を 行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は12名以内とする。

(取締役の選任)

- 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までとする。
- 2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間と同一とする。

(取締役会)

第20条 取締役会は、取締役をもって組織する。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の開催は、会日の3日前までに各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

定款

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会規則)

第22条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役会の決議の方法)

- 第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席 した取締役の過半数をもって行う。
- 2 取締役会の決議事項につき特別の利害関係を有する取締役は、かかる事項についての 議決権を有しないものとする。

(取締役会の書面決議)

第24条 当会社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

- 第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会

(員数)

第26条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会は、3名以上の取締役で組織するものとし、その過半数は社外取締役とする。

(選定方法)

第27条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定する。

(委員会規則)

第28条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会に関する事項は、法令または定款に 定めのあるもののほか、取締役会の定める各委員会規則による。

定款

ソニーフィナンシャルグループ株式会社

第6章 執行役

(員数)

第29条 当会社の執行役は、1名以上とする。

(選任方法)

第30条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(任期)

- 第31条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。
- 2 補欠または増員のため選任された執行役の任期は、他の現任者の残任期間と同一とする。

(代表執行役)

第32条 当会社は、取締役会の決議により、代表執行役を選定する。

(執行役規則)

第33条 執行役に関する事項は、法令または定款に定めのあるもののほか、取締役会の 定める執行役規則による。

(執行役の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行 役(執行役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決 議によって免除することができる。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

- 第36条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。
- 2 当会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または 登録株式質権者に対し、剰余金の配当をおこなうことができる。
- 3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をおこなうことができる。

定款 ソニーフィナンシャルグループ株式会社 (配当金の除斥期間)

- 第37条 前条に基づく配当金が、支払開始の日から満5年を経てもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
- 2 前項の配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、指名委員会等設置会社へ移行した2024年10月1日より前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 指名委員会等設置会社へ移行した 2024 年 10 月 1 日より前の任務を怠ったことによる 監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を限定する契約については、指名委 員会等設置会社へ移行前の定款第 33 条第 2 項の定めるところによる。

(電子提供措置等の効力発生日)

- 第2条 第16条 (電子提供措置等)の新設は、当会社が振替株式 (社債、株式等の振替 に関する法律に規定する振替株式)を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。
- 2 本条は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。

以 上

平成 16年4月 1日 制定 平成 18年6月30日 変更 平成 19年6月29日 変更 平成 21年6月23日 変更 平成 23年3月 8日 変更 平成 23年6月24日 変更 平成 27年6月24日 変更 平成 28年6月23日 変更 令和2年11月24日 変更 令和3年10月1日 変更 令和6年10月1日 変更 令和7年6月20日 変更